

## 一般廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類の基準超過について

- 加茂市・田上町消防衛生保育組合の一般廃棄物焼却施設について、県が立入検査（※）で排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果、基準を超過していたことが本日判明しました。

※立入検査の根拠法令

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条

- 検査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

## 1 概要

- (1) 施設の設置者：加茂市・田上町消防衛生保育組合
- (2) 施設の所在地：南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 2124 番地
- (3) 施設の設置等：昭和 55 年 10 月完成・供用開始
- (4) 施設の数：2 系列（1 号炉、2 号炉）
- (5) 検査対象施設：廃棄物焼却施設（1 号炉）
- (6) 試料採取日：平成 30 年 12 月 14 日
- (7) 基準超過の状況<sup>※1, ※2</sup>

## ○ 1 号炉排ガス

有害物質の種類	調査結果	当該施設に係る基準
ダイオキシン類	13ng-TEQ/m <sup>3</sup>	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup>

※1 2 号炉は今回の検査の対象としていません。

※2 ng-TEQ/m<sup>3</sup>とは、標準大気 1 立方メートル(m<sup>3</sup>)中に毒性等量(TEQ)として 1 ng(ナノグラム=十億分の一グラム)のダイオキシン類があることを示しています。

## 2 県の対応

施設の設置者に対して、次のとおり指導しました。

- ・速やかに焼却施設 1 号炉を停止すること
- ・基準を超過しないよう必要な改善を実施すること
- ・1 月下旬から施設の改修を行うと聞いているが、当該改修により排ガス中のダイオキシン類濃度が基準以下に低減したことが確認されるまで 1 号炉の停止を継続すること

本件についてのお問い合わせ先  
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部  
環境センター長 高橋  
電話：0256-36-2231